平成３０年松茂町議会第１回定例会会議録

第２日目（３月５日）

○出席議員

１番	鎌　田　寛　司
２番	川　田　　　修
３番	板　東　絹　代
４番	立　井　武　雄
５番	佐　藤　道　昭
６番	佐　藤　禎　宏
８番	原　田　幹　夫
９番	佐　藤　富　男
１０番	春　藤　康　雄
１１番	藤　枝　善　則
１２番	一　森　敬　司

○欠席議員

な　し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町　　長	吉　田　直　人
副 町 長	森　　　一　美
教 育 長	庄　野　宏　文
総務参事	大　迫　浩　昭
産業建設参事	井　上　雅　史
民生参事	古　川　和　之
教育次長	吉　田　英　雄
税務課長	南　東　　　稔
危機管理室長	吉　﨑　英　雄
総務課長	松　下　師　一
建設課長	小　坂　宜　弘
産業環境課長	原　田　　　賢
下水道課長	石　森　典　彦
水道課長	冨　士　雅　章
福祉課長	鈴　谷　一　彦
住民課長	谷　本　富美代
社会教育課長	尾　野　浩　士
学校教育課長	山　下　真　穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉　田　正　則
議会事務局局長補佐	松　下　理　恵

平成３０年松茂町議会第１回定例会会議録

平成３０年３月５日（第２日目）

○議事日程（第２号）

日程第１　町政に対する一般質問

板　東　絹　代　議員

（１）健康ウオーキングマップｉｎまつしげの作成について

藤　枝　善　則　議員

（１）２０１８年度国保標準保険料について

川　田　　　修　議員

（１）町の焼却場でなぜ受け入れしないのか

日程第２　議案第　１号　松茂町個人情報保護条例及び松茂町情報公開条例の一部を改正する条例

日程第３　議案第　２号　松茂町行政手続条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第　３号　松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第　４号　特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第　５号　松茂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第７　議案第　６号　松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第８　議案第　７号　松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第　８号　松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第　９号　松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第１０号　松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第１１号　松茂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

日程第13　議案第１２号　松茂町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第１３号　松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第15　議案第１４号　松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第１５号　松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第１６号　松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第18　議案第１７号　松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第19　議案第１８号　松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第20　議案第１９号　松茂町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第21　議案第２０号　松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第22　議案第２１号　松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第23　議案第２２号　町道路線の認定について

日程第24　議案第２３号　町道路線の変更について

日程第25　議案第２４号　平成２９年度松茂町一般会計補正予算（第６号）

日程第26　議案第２５号　平成２９年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

日程第27　議案第２６号　平成２９年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第28　議案第２７号　平成２９年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

日程第29　議案第２８号　平成２９年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）

日程第30　議案第２９号　平成２９年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第３号）

日程第31　議案第３０号　平成３０年度松茂町一般会計予算

日程第32　議案第３１号　平成３０年度松茂町国民健康保険特別会計予算

日程第33　議案第３２号　平成３０年度松茂町介護保険特別会計予算

日程第34　議案第３３号　平成３０年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

日程第35　議案第３４号　平成３０年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

日程第36　議案第３５号　平成３０年度松茂町農業集落排水特別会計予算

日程第37　議案第３６号　平成３０年度松茂町公共下水道特別会計予算

日程第38　議案第３７号　平成３０年度松茂町水道特別会計予算

平成３０年松茂町議会第１回定例会会議録

第２日目（３月５日）

午前１０時００分再開

○議会事務局長【吉田正則君】　　ただいまから平成３０年松茂町議会第１回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、一森議長からご挨拶がございます。

○議長【一森敬司君】　　皆さんおはようございます。本日は、平成３０年松茂町議会第１回定例会の再開日であります。一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本日は、町政に対する一般質問の日でございます。３名の議員からの質問でございますが、質問者はいつものとおり簡潔明瞭に、回答者は詳しく明快にいただくよう、お願いを申し上げます。また、議案３７件を各委員会に付託の前に総括的な質疑が予定されております。十分な審議をお願い申し上げまして冒頭のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　　ただいまの出席議員は１１名で、地方自治法第１１３条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【一森敬司君】　　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【一森敬司君】　　日程第１「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました３番板東議員にお願いをいたします。板東議員。

○３番【板東絹代君】　　３番の板東でございます。改めまして、皆様、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、健康ウオーキングマップｉｎまつしげの作成についてでございます。この名称がいいのかはわかりませんが、私が考えました。ウオーキングは、年齢を問わず、比較的

自分のペースで気軽に行える運動です。まず、１つ目は、町民の健康管理意識の高揚や運動習慣の定着化を図るため、一人ひとりが疾病予防や健康づくりに取り組めるよう、各自のライフスタイルに合った楽しくて健康的なウオーキングライフを推進しませんか。健康づくりは、効果として医療費の削減、健康寿命の延伸につながります。今の健康を維持していくためにも、元気なうちから健康づくりや介護予防に取り組むためにも、ウオーキングの推進について伺います。

次に、２つ目です。町内を歩かれている年配のご夫婦や１人で歩かれている方々をよく見かけます。歩いてみると、地域の人たちとの交流、そして、新たな発見があるかもしれません。今や、健康で楽しい毎日を過ごすためにはウオーキングが不可欠になってきています。そこで、町内をコース別に歩けるマップがあれば、関心も高まり、気分を変えて自然環境を楽しみながら外に出る習慣ができる。歩こうという気持ち１つで即実践できます。普段思っていないような景色が見られ、川、海、花などを楽しみ、町のよさを見つけて、住んでよかったと思えるのではないでしょうか。

一例としまして、これは、京都府八幡市の健康ウオーキングマップです。運動習慣のきっかけづくりと定着を図る狙いで作成されていて、よくできているマップです。いろいろとここにはコースがあるんですけれども、大谷川コースとたいこ橋コースの２コースを紹介します。マップには、毎月第１土曜日をウオーキングの日と決め、１周の距離、歩数、所要時間、危険箇所などの表示がわかりやすくされています。各季節で桜並木がきれい、田園風景が楽しめるなどのお進めポイントもあり、また、雨が降った後は大きな水たまりができるとか、近隣の方への配慮のお願いもあり、よくできているマップと思います。参考にしていただき、松茂町内も東西南北のコース別マップができるのではないかと思います。ウオーキングの推進と健康ウオーキングマップ作成についてお伺いします。

○議長【一森敬司君】　古川民生参事。

○民生参事【古川和之君】　　板東議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、本町の健康増進、健康寿命の延伸のための取り組み状況でございますが、各種検診の実施、生活習慣病発症予防と重症化予防として、特定健康診査などの結果において、生活習慣病のリスクの高い方を対象に保健指導を実施しております。また、医師などによる糖尿病、脂質異常症などの予防教室や栄養教室の開催、個別の健康・栄養相談、６５歳以上の方を対象に口腔機能向上、栄養改善、楽しく歌って老化予防などの教室や相談を実施しております。健康増進や体力向上のために身体活動量を増やし、運動を実施すること

は個人の健康課題の改善につながります。運動に関する教室につきましては、保健相談センターで４０歳以上から６４歳までの方を対象にリフレッシュエクササイズ教室を年間を通じて開催したり、健康運動指導士や理学療法士による教室を開催しています。介護予防普及啓発事業では、６５歳以上の方を対象にチャレンジ太極拳、元気体操教室、理学療法士によるいきいき百歳体操などの実施により介護予防の普及啓発に取り組んでいます。また、松茂町スポーツクラブによる歩け歩け大会でもウオーキングや体力測定をして体力維持に取り組んでいます。以上のように、町民の健康増進の取り組みを各課において広く実施しているところでございます。

議員ご質問のとおり、ウオーキングは運動習慣のない人や体力に不安のある方でも手軽に始められる運動で、無理なく続けることで健康増進や生活習慣病予防につながるものです。継続することで体脂肪の減少による肥満解消や血中の中性脂肪の減少、血圧や血糖値の改善に効果があります。さらに、運動することによる心肺機能の改善や骨粗鬆症の予防などの効果も見込まれます。今後も、健康増進の取り組みの推進を行う中で、広報に健康ミニ情報としてウオーキングについての記事を掲載するなど知識の普及啓発を図ってまいります。

次に、ウオーキングマップの作成のご質問につきましては、徳島県と徳島県食生活改善推進協議会の支援により、松茂町食生活改善推進協議会が平成１３年度及び平成２０年度にウオーキングマップを作成・配布し啓発をいたしておりましたけども、作成されてから年数が経過しております。今年度末には、役場庁舎東側のふれあいまる池公園からふれあいきゅうない公園、向喜来緑地を経て総合体育館東側の中央公園を結ぶ総延長約１．７㎞、徒歩約２０分の遊歩道が完成いたします。これらの新たな情報や身近な地域情報を追記するなど、以前にマップを作成されました松茂町食生活改善推進協議会などのご協力をいただきながら、町民の方が利用しやすいように取り組んでいきたいと考えております。

町長の重要施策のひとつでございますスポーツの推進といたしましても、平成３１年度から体育施設の運営方法を見直し、民間の専門業者のノウハウを活用した指定管理者制度を導入することにより、町民の健康増進や幅広い年齢層のコミュニティ形成の推進を目的として、運動を習慣とする、気楽に参加できる講座の開催にも期待ができます。今後も、町民が世代やライフスタイルに応じた自らの健康増進に取り組むことができるきっかけとなるよう、スポーツの多彩な魅力を活かした健康づくり活動を支援し、健康寿命の延伸、生活習慣病予防や重症予防について取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長【一森敬司君】　　板東議員。

○３番【板東絹代君】　　ご丁寧にご答弁いただいてありがとうございます。

そして、私は再問をしませんけれども、私の感じたことですが、町が行っている健康増進に関しての教室等がいろいろあることは知っております。でも、私の提案は、参加できない方が自分の体に合わせてウオーキングをするのが健康づくりにつながるということの提案を、まず、させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。それで、ウオーキングの推進と健康ウオーキングマップ作成には取り組んでいただけるということのお答えだったとは思うんですけれども、期待をしております。

そして、私は、３月末に完成予定の遊歩道を初めて歩いてみました。そこで気づいたことです。ふれあいまる池公園から出発して総合体育館まで往復約５０分の距離でしたが、途中、遊歩道の順路のわかりづらさを感じました。実際に歩かないとわからないものです。そこで、マップ作成には、初めて歩く方々にわかりやすく、各施設名、危険箇所などの表示、休憩場所等、必要ではないかと思います。時間をかけて作成するマップですので活用できるマップにしていただきたいというのが私の強い要望です。誰もが元気に暮らせる町の実現を目指し、健康ウオーキングマップｉｎまつしげを配布し、みんなで誘い合わせて楽しく歩きましょう。よろしくお願いします。

これで質問は終わります。ありがとうございました。

○議長【一森敬司君】　　続きまして、通告のありました、１１番藤枝議員にお願いをいたします。藤枝議員。

○１１番【藤枝善則君】　　それでは、議長から許可を得ましたので、質問させていただきます。

前回の定例会において春藤議員から国民健康保険料の広域化についての質問がなされております。その中で、保険料は県が示す標準保険料率を参考にして市町村の税率を決定することとなって県から示される税率で課税を行うものではない、公表されている試算結果では県内最高額となっているが、これは、給付金の算出における松茂町の被保険者の所得が他市町村と比べ高額であることや保険料算定における公費負担が少ないことが考えられると、こう答えられております。そして、今後正式な決定がなされ保険料水準の上昇がある場合においては、一般財源補填等により国保事業への安定化及び被保険者の税負担の軽減を図っていくというふうに答弁されております。

そこで、質問いたします。

先日、１８年度の国保標準保険料の算定結果が徳島新聞で報道されました。町の方にもきてるんではないかと思います。それによりますと、本町の標準保険料は前年度と比べほぼ横ばいであり、水準については板野町に次ぐ県内２番目の高水準となっております。この結果に対し本町はどう対処するのか、質問いたします。

まず、１番目に、県の算定結果について納得したのかどうなのか。算定基準、公費の恩恵、そのような算定諸元は他市町村と比べてどうなっているのか、比較データはあるのかなど、そういうことも含めましてご回答をお願いいたします。

２つ目は、標準保険料は昨年と比べて上昇していないが、県内の他市町村と比べ非常に高い水準になっております。一般財源からの補填により国保事業の安定化や被保険者の税負担の軽減を図っていくのかどうか。お答え願います。

３番目、昨年の９月定例会において、報道に対する取り組みについて私から質問いたしましたが、その中で、町民の皆様に不安を抱くような報道に対して町としての見解やコメントを広報誌やホームページを通じて説明するという答弁をいただきました。今回の件も、県内２番目の高さというようなことになりますと町民の皆様にも不安を与えたのじゃないかなと思いますが、町民に対してどのような説明をなされるのか、お答え願いたいと思います。

以上、３つの項目について、町民の皆様がわかるように明快なご答弁をお願いします。

以上です。

○議長【一森敬司君】　　大迫総務参事。

○総務参事【大迫浩昭君】　　それでは、藤枝議員の一般質問にお答えを申し上げます。

国民健康保険の広域化及び標準保険料の動向につきましての財政運営の対応及び基本的な考え方につきましては、９月の新聞報道を受け、９月開催の議会第３回定例会の教育民生常任委員会及び委員長報告、１２月開催の議会第４回定例会の議員全員協議会、また、春藤議員からの一般質問におきまして、ご説明並びにご答弁を申し上げてまいりましたことは、議員ご承知のとおりでございます。

いま一度、標準保険料率の算定について概要を申し上げますが、このたびの松茂町の標準保険料の算定結果につきましては、これまで市町村ごとに、その市町村の医療給付等の国保事業に必要な費用につきまして、国や県からの公費負担を除いた金額を国保税として市町村単位で被保険者の方にご負担をいただいておりましたが、このたびの制度改正に伴

い、県全体で必要な医療給付費等から公費負担を除いた金額を市町村ごとの所得水準や医療費水準などに応じて按分し徳島県への納付金として各市町村に配分するものでございます。配分の算定基準におきましては、厚生労働省から示されております、国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてのガイドラインに準じまして徳島県が定める算定方式によるものでございます。県から示された標準保険料につきましては、この納付金額をもとに市町村ごとで異なる保険事業などの費用や公費負担を増減した税収で賄うべき保険料の総額を標準的な算定方式で、県内市町村で一番多く採用されております所得割、資産割、均等割、平等割からなる４方式において、現行の政令で定めている賦課総額、これは、保険料の総額でございますが、これに対する標準割合に準じて算出されるものでございます。

議員ご指摘のとおり、１人当たりの松茂町の標準保険料は県内市町村で２番目に高額となっております。これは、納付金の算出における松茂町の被保険者の所得総額が他の市町村に比べ高額であることや標準保険料算定における公費負担が少ないことなどが考えられますことは、議員ご認識のとおりでございます。松茂町の国保被保険者１人当たりの所得につきましては、医療分で徳島県の平均が３９万２，２２２円に対しまして本町は４９万２，５９４円で県内市町村の最高額となっておりますので、標準保険料が県内で２番目に高額となった主な要因であると考えております。なお、１人当たりの保険料につきましてはその町全体の税収を被保険者数で除した金額でございますので、市町村ごとの税率に比例するものではございません。

この結果に対し松茂町としてどう対処するかというご質問でございますが、他市町村との比較については、他市町村の運営状況の詳細はわかりませんのでお答えすることはできませんが、結果的には、徳島県公表の１人当たりの松茂町の標準保険料は２９年度と増減はございませんでした。本議会に上程をさせていただいております平成３０年度の国民健康保険特別会計の国保税の歳入予算につきましても、前年同様の税率で算定し計上をさせていただいておりますので、被保険者の皆様に新たな負担が生じるものではないと考えております。

県内の他市町村と比較すると高額な標準保険料に対して納得するのかというご意見でございますが、算定方法につきましては広域化に伴う徳島県全体での考え方でございますので、松茂町の意見がかなうことにはならない結果となっております。本町の意見につきましては、徳島県からの、徳島県国民健康保険運営方針（案）について意見聴取を求められ

ておりまして、回答といたしましては、納付金の算定方式の是正につきまして意見書を提出しておりますが、意見書に対する徳島県からの回答はございません。

今後も、一般会計からの補填により税負担の軽減を図るのかというご質問でございますが、国保会計につきましては、広域化に伴い納付金に見合った税負担をお願いするものでございますので、今後も、国保税で賄うべき費用及び一般会計の財政状況を踏まえて検討をいたしてまいります。

なお、平成３０年度の本町の国保会計の予算につきましては、徳島県において、新制度移行期に伴う保険料額が増加することとなる市町村に対して、激変緩和策として県独自の財政支援を行う国民健康保険新制度移行支援事業が創設をされ、松茂町はその対象となり、その結果、平成３０年度の標準保険料は前年度と同額となります。

町民に不安を与えるような報道につきましてのご質問につきましては、国保被保険者に対しましては、平成３０年度の国保税の賦課につきまして、前年度どおり変わりはないという旨を広報まつしげに掲載し周知をいたしたいと存じます。

以上、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長【一森敬司君】　　藤枝議員。

○１１番【藤枝善則君】　　ご答弁ありがとうございました。いろいろ、今、数字を並べていただきましたが、そういう比較データあたりをいただけると、もっと説明の内容がわかったんじゃないかと思いますので、また、後でよろしいのでちょうだいしたいと思います。

それで、今の答弁の内容で再問させていただきますが、松茂は医療費が高いと、所得が高いというようなことですが、例えば、近隣の北島町とかに比べてそんなに高いんだろうかなと、そういうようなことも考えますが、データとしてそうなっているのだからやむを得ないかなと思います。ただ、結果的に、今の答弁の中で、被保険者からいただく保険料は去年と同じだというお話がございました。これについて問いますけども、一般会計の方からの補助は１つもないのか。例えば、このまま行きますと、去年と同じ金額ではあるけれども、よその市町村もそのままで行きますと松茂町は県内で２番に高い保険料ということになります。ただ、去年から比べますと増えていないので横ばいだということにはなるんですけども、県内で比べると２番目に高い。ということになると、公費の負担、少々あったんでしょう、金額は先ほどお示しになっておりませんが、幾らあってどうなったのか。それは、健康保険財政には、確かに、公費負担の恩恵があったんでしょうけども、被保険

者の保険料については何にもないというような結果になるんじゃなかろうかと思うんですが、そこら辺、私が考えるに、被保険者に対しても公費負担の影響を何らかしなくてはいけないのではないかと。

例えば、今、地方創生のことがうたわれております。松茂町へ来たら健康保険が高くなる。市町村民税はどんなんか知りませんけど、あと、育児とか保育所とか医療とかいろいろありますが、そんなのを他市町村と比べて松茂町は誇れるんかというふうなことになってきたら地方創生にも影響が出るんじゃないかなと思うので、しかるべく何か、もうちょっと一般財源からでも補填して安くすべきだと思いますが、この点について、いかがでしょうか。

○議長【一森敬司君】　　大迫総務参事。

○総務参事【大迫浩昭君】　　それでは、藤枝議員の再問にお答えを申し上げます。

議員のご質問の要旨といたしましては、もし新制度によって保険料水準が上昇した場合に一般会計からの財源補填により事業運営の安定化、そして、被保険者の負担軽減を図るかどうかというポイントかと存じます。

国民健康保険制度につきましては農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として発足をされましたが、他の医療保険に属さない全ての方を被保険者としておりますことから高齢者や無職者の割合が増加をしております。国民皆保険制度の最後のとりでとして地域住民の健康増進の一端を受け持つものであり一般の福祉行政と類似するものとなってきておりますことは、ご承知おきのことかと存じます。これらのことからも、財源の一部について一般会計から国保会計へ繰り入れを行うこととして今後もそういうふうな形で取り組んでまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　　藤枝議員。

○１１番【藤枝善則君】　　ありがとうございました。今後につきましては、そういうふうなことでやっていかれるということでありがたいと思いますけども、ただ、こういうふうに、松茂町に来たら高いと思われる風潮になってきますと、将来の地方創生の方にも影響すると思いますので、そこら辺も含めて、今後、運営をよろしくお願いしたらと思います。

今日の質問、まだまだ再問して問いただしたいこともありますが、この後、また、今回、予算の委員会等、予算があります。そのときに、まだわからないというのは関連質問させ

ていただきますが、今日の質問についてはこれで終わりたいと思います。今後とも、国保運営等についてよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長【一森敬司君】　　続きまして、通告のありました２番川田議員にお願いをいたします。川田議員。

○２番【川田　修君】　　改めまして、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

農業生産活動に伴う作物残渣の処理について、松茂町の焼却場でなぜ受け入れしないのかを質問をします。

まず最初に、吉田町長は所信表明で第５次松茂町総合計画と松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略を町政の基本指針とすると言われました。第５次松茂町総合計画第４章の１、農業・水産業の施策の方針で次のように記述をされています。農業は、大津松茂農協と連携して地産地消や積極的な情報発信を行い、主要４品目のブランド価値の向上に努めるとともに４品目以外の新たな特産品の開発に取り組みます。また、環境保全型農業を推進することで環境に配慮した農業の推進を図りますとあります。以上のことについて吉田町政においても推進していくことに変わりはないということを、まず、確認しておきます。

非農家の私が農業に関する質問をするのは唐突な感じがするかもしれません。私は、月に１回定例で地元の農家の皆さんと懇談会に参加をしております。このときの話で多くの方が、サツマイモのつるを乾燥させて燃やしていたら警察を呼ばれたとか、消防車が来た、役場の職員が駆け付けてきたという話があります。作物残渣の野焼きは迷惑がかかる状態でなければ違法ではないはずなのに困ったもんだというようなことです。乾いたサツマイモのつるなら町の焼却場で焼いてくれたらよいのになというふうな声がほとんどです。町の焼却場で受け入れしてもらえない理由は何なのでしょうか。

私が調べた範囲では、サツマイモのつるは作物残渣であり事業系一般廃棄物に分類されます。基本は排出事業者の自己責任において処理することになっています。しかし、自治体によってはこれを受け入れして焼却しているところもあるようです。また、幾つかの自治体のホームページを検索してみると、事業系一般廃棄物の持ち込みについて有料で行っている自治体もあります。主要４品目のブランド価値の向上や販路拡大に取り組んでも生産に伴う農業残渣の処理には知らぬ顔では、事業としてうまく回らないのではないでしょうか。松茂町の焼却場で受け入れできない理由を明確にしてください。そして、その問題

点をクリアするためには何がなされなければならないのかも示してください。そして、それらは大津松茂農協と協議してできるような方策を考えるべきだと考えます。町の明確な答弁をお願いします。

また、農業残渣では、レンコンのくず、大根の葉なども処理に困っているようです。環境に配慮した農業ということであれば、堆肥化する、コンポスト化など、大津松茂農協と研究チームを行政主導で立ち上げるべきではないでしょうか。バイオマスの事業には国の補助が出るものもあるようです。町の見解を述べてください。

○議長【一森敬司君】　井上産業建設参事。

○産業建設参事【井上雅史君】　それでは、川田議員からの、農業生産活動に伴う作物残渣の処理についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、第５次松茂町総合計画において、町は環境保全型農業を推進することで環境に配慮した農業の推進を図ることとしております。農水省の定義によりますと、環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的農業です。この自然循環機能の維持増進のため農業を進めてまいることに変わりはございません。

芋を掘った後のつるなど、農業生産活動によって生じる農業残渣は、現状では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の例外規定により、農家各自の責任において主に畑で焼却処理されていることと存じます。その際、住宅密集地など地域の状況に応じて周囲の環境衛生上問題がないようにしなければならないこととなっております。

議員ご指摘のとおり、農業残渣は事業系一般廃棄物に分類され、法的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条などにより、事業者たる農家には廃棄物を適正処理する責任がございます。そして、町は、一般廃棄物の適正処理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

町が受け入れをしていない理由といたしましては、本町環境センターの焼却炉では通常のごみ処理の上に秋季・冬季に集中して芋のつるを処理するとなると、これ以上の処理は量的に困難であるためでございます。また、芋のつるは砂が混ざり水分も多く、塊の状態では焼却しにくいため、農家で乾かし、砂を落とし細かく裁断するなど手間が必要となってまいります。さらに、農業残渣は芋だけでなくレンコンや大根、梨でも発生いたします。これらについても処理の課題においては芋と同様でございます。本町が受け入れを行って

いないのは以上の理由からでございます。

農業により発生する廃棄物の処理につきましては、芋の畝立てに使用するマルチフィルムや農薬のピクリン缶等の産業廃棄物の処理は農協を主体として組織する農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が農家から有料で引き取り、処理されております。

次に、一般廃棄物である農業残渣におきましても農協が農家に対して適正処理をするよう促しておりますが、今後、農協が農家と一体となって責任ある処理体制をとれるよう、町として協力をしてまいりたいと考えております。

本町では、これまで、本来、受益者負担を受け実施すべき農業用水路や農道などの整備を農家からの負担なしで進めてまいったところでございます。農家がこれまで以上に健全な農業経営を行っていくため、そして、町の農業全体のためにも、農家は事業者の責務として応分の負担を要する時期が来ているのではないかと思います。周辺環境に配慮し、よりよい処理方法に取り組んでいけるよう、農協を中心として知恵を出し合い、農協、農家、そして町が役割を分担し、農家の応分の負担を考慮しながら、町は支援してまいりたいと考えております。

次に、将来的な課題といたしまして、現在、松茂町を含む１市４町が徳島市に事務委託をいたして進めております一般廃棄物広域処理施設の整備に伴い、現在ある環境センターの施設をどのように有効利用できるか研究いたしたいと考えております。また、再生可能エネルギーとしての堆肥化・飼料化・ガス化・固形燃料化等、バイオマスについて、町民全体の利益として還元できるか、あわせて研究をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　　川田議員。

○２番【川田　修君】　　ご答弁ありがとうございます。

焼却場へ受け入れできない理由は、季節的に大量のものが入って処理できないとか、水分を含んだものが多いとか、砂混じりであるとかいうふうなことが受け入れできない理由として上げておられました。私が思うのは、こういったことが前処理してできるようにならないのかというようなことであります。だから、できない理由としては、いかにもごもっともな理由とは思いますけれども、これ、農協と連携してということは、お互い相談し合いながらできる方法を模索していきましょうということにならないといけないかと思う。だから、そういう意味において、できない理由をクリアする方法について考えていただきたい。

それと、コンポスト化とかバイオマスの事業化ということで研究していってくれるということなんですが、ＴＰＰ１１、３月８日に調印するとかいって言われていますけども、それが具体化すると農業の補助事業もかなり増えてくるんでないかと思われます。ですから、今のうちに、その姿が見えないうちに町と農協が、当事者だけでなくて農家の有能な若い人も入れてそういったものを研究して、そういった補助事業が具体化してきたときに町もこういうことなら取り組んでみれるんちゃうかというような研究を少なくとも始めたらどうなんでしょうかということです。

町は研究してくれるということなんですが、私が聞きたいのは、農協と連携してそういった研究チームを立ち上げるというようなことは考えていないんでしょうか、お尋ねします。

○議長【一森敬司君】　　井上産業建設参事。

○産業建設参事【井上雅史君】　　農業残渣の受け入れにつきましては、現実的には処理施設能力に限界がございますので、現在のところ、受け入れはできない。そのほかの方法を農協が主体となって考えることに対して町も協力をしていきたいというふうに、まず、考えております。

そして、続きまして、バイオマスの研究につきましてはまだ全然スタートラインにも立っておりませんので、どういう方法をとっていくかというようなこともまだ決めておりませんので、当然、農協の方からとか農家の方と一緒になってものを考えていくのは当然かというふうに考えておりますが、体制については、現在のところは考えておりません。

よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　　川田議員。

○２番【川田　修君】　　具体的には研究はしてもいいけどもまだ話が具体的になっていないから取り組めないというふうなことだと思います。

しかし、こういったことは前もって考えていかないと、いざ、そういった補助をもらえるような事業が出てきても、それから研究を始めたんでは間に合わない。既に手がけておるとこが先に申請をして補助金を先に、とられてしまうと言うたら言葉が悪いんですが、そういう状況になると思います。

これで質問はしませんが、できるだけ、書いてありますように、環境保全型農業ということも大事なんですが、農協と連携しながら、ある意味、行政が主導も持ちながら進めていかないと、そういう農業者で一生懸命勉強して研究している人もおるかと思いますが、

なかなか、それで町まで持ち込んでくる人は少ないかと思いますので、どうか、町も、ある程度行政主導でやるというふうなことも考えていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【一森敬司君】　以上で通告による一般質問を終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

議事の都合により、１１時まで小休をいたします。

午前１０時４６分小休

午前１０時５９分再開

○議長【一森敬司君】　それでは、再開いたします。

日程第２、議案第１号「松茂町個人情報保護条例及び松茂町情報公開条例の一部を改正する条例」から、日程第３８、議案第３７号「平成３０年度松茂町水道特別会計予算」まで議案３７件を一括して議題といたします。

以上議案３７件につきましては各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで終結いたします。

○議長【一森敬司君】　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案３７件については、会議規則第３９条第１項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、議案３７件についてはそれぞれ所管の委員会に付託することを決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前１１時００分小休

午前１１時０１分再開

○議長【一森敬司君】　　再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【吉田正則君】　　それでは、ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会に付託する議案は、

議案第　１号　松茂町個人情報保護条例及び松茂町情報公開条例の一部を改正する条例

議案第　２号　松茂町行政手続条例の一部を改正する条例

議案第　３号　松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第　４号　特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第　５号　松茂町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第２４号　平成２９年度松茂町一般会計補正予算（第６号）（所管分）

以上でございます。

続いて、産業建設常任委員会に付託する議案は、

議案第１９号　松茂町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

議案第２０号　松茂町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第２１号　松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第２２号　町道路線の認定について

議案第２３号　町道路線の変更について

議案第２４号　平成２９年度松茂町一般会計補正予算（第６号）（所管分）

議案第２８号　平成２９年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）

議案第２９号　平成２９年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第３号）

議案第３４号　平成３０年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

議案第３５号　平成３０年度松茂町農業集落排水特別会計予算

議案第３６号　平成３０年度松茂町公共下水道特別会計予算

議案第３７号　平成３０年度松茂町水道特別会計予算

以上でございます。

続いて、教育民生常任委員会に付託する議案は、

議案第　６号　松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第　７号　松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第　８号　松茂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第　９号　松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

議案第１０号　松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第１１号　松茂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議案第１２号　松茂町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例

議案第１３号　松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第１４号　松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第１５号　松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第１６号　松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第１７号　松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第１８号　松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第２４号　平成２９年度松茂町一般会計補正予算（第６号）（所管分）

議案第２５号　平成２９年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第２６号　平成２９年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第２７号　平成２９年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

議案第３１号　平成３０年度松茂町国民健康保険特別会計予算

議案第３２号　平成３０年度松茂町介護保険特別会計予算

議案第３３号　平成３０年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

以上でございます。

予算特別委員会に付託する議案は、

議案第３０号　平成３０年度松茂町一般会計予算

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、議案第１号から議案第３７号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明をいたします。

○議会事務局長【吉田正則君】　それでは、議案付託表の２枚目をご覧ください。各常任委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場、３階、３０１委員会室で行います。

予算特別委員会、３月６日、火曜日、午前９時から。３月７日、水曜日、午前９時から。

教育民生常任委員会、３月７日、水曜日、午後１時３０分から。

産業建設常任委員会、３月８日、木曜日、午前１０時から。

総務常任委員会、３月８日、木曜日、午後１時３０分からそれぞれ開催いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日３月６日から３月１５日までの１０日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】　異議なしと認めます。

よって、明日３月６日から３月１５日までの１０日間は、休会と決定いたしました。

次回は、３月１６日、午後１時３０分から再開をいたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前１１時１０分散会